## 国民健康保険

## 高齢受給者証&認定証を 一斉更新します 歳~75歳未満のかたへ

います。 齢受給者証や限度額適用

申請が必要なかたは、

手続きをお願い

します。

負担割合や自己負担限度額が決定されます。

国民健康保険では、

世帯や所得の状況に応じて、

医療費の

世帯や所得の状況は毎年変動することから、

毎

標準負担額減額認定証

# 高齢受給者証の更新

は3割の高齢受給者証が交付は、保険証のほかに1割またの70歳以上75歳未満のかたに不明また。 されます

(各種控除後) の平成21年度住民税課税所得 未満の国民健康保険被保険者 世帯内の70歳以上75歳 により負担割合

(1) ます。 8 月からは、新し証を 7 月末に該当者全員に郵配を 7 月末に該当者全員に郵の判定(1割ま)

## 割負担のか

について、平成21年度住民税国民健康保険被保険者全員(平成21年8月1日現在)の同じ世帯の70歳以上75歳未満 課税所得(各種控除後)について、平成21年度住民 45万円未満の場合 が

部負担金の割合欄の表記

了 2 割 方法は、 割合となる予定です。からは制度改正によった負担 記となります。平成22年4月 置かれているため、今回の表平成22年3月まで1割に据え 度改正により平成20 で が、この改正が現在凍結され、 が1割から2割に引き上げ ら高齢者の一部負担金の割合度改正により平成20年4月か られることとされていました は1割)」となります。制2割(平成22年3月31日ま

## 3割負担のかた

520万円未満

2人以上

の場

合

**申請受け付け** 必要なかたは、

8月3日例

必要なかたは、改めて手続8月1日出以降も認定証が

月31日金で期限が切れます。

現在お使いの認定証は、

や食事代が減額されます。

同じ世帯の70歳以上75歳未満 次の条件に該当するかた 45万円以上の場合 「基準収入額適用申請書」 ŧ

割合や自己負担限度額が変更 は、 を提出することにより、

有効期限に関係なく になり なお、

要なかたには、 ①同一世帯内の国民健康保険 が145万円以上の場合で、税課税所得(各種控除後)税課税所得(各種控除後) 平成20年中の収入 合) のかた**□1割負担** 383万円未満(\*1 判定に 6月に申請書 より 八の合計 申請が必 人の場 が

たときの医療費の自己負担して認められると、入院しま税の世帯のかたは、申請課税の世帯の住民税が非

額減額認定証の更新限度額適用・標準負

担

②平成21年度住民税課税所得 保被保険者の後期高齢者もの場合で、同一世帯の旧国以上の高齢者国保単身世帯以上でかつ収入383万円 円未満のかた⇒**3割負担**で含めた収入合計が520万 ではなく「一般」になります。限度額が「現役並み所得者」 すが、\*1か月の自己負担 (各種控除後) が145万円

### ※ 0 1 か日の白コ各切阳帝貊 (日類)

※ 2 Ⅰ か月の日 <b>亡</b> 貝担限及領(月額)		
所得区分	外来	外来 + 入院
— 般	12,000 円	44,400 円
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円 + 医療費が 267,000 円を超えた場合は その超えた分の 1%

### 申請に必要な物

### ①該当者の平成20年 中の収入の合計が 分かる書類

- ②保険証
- ③高齢受給者証

注負担割合の変更は 申請の翌月からとな ります。

## 品の更新を行い年8月に高

■保険年金課

**☎** 585 − 2213

■川本市民環境課

**☎** 583 − 2783 ■花園市民環境課

**☎** 584 − 1122

国民健康保険被保険者のうち (平成21年8月1日現在)の 課税所得(各種控除後) (各種控除後)が平成21年度住民税 負担

## 申請に必要な物

②世帯の

中に被保険者が2人

・平成20年中の被保険者の会計収入が520万円未満のかた

の合

①該当者の平成20年 中の収入の合計が 分かる書類

②後期高齢者医療の保 険証(平成21年7 月31日有効期限の もの)

所得に基づい

世帯状況および今年度の課税

毎年判定を行

①世帯の中に被保険者が1

の場合

ることから、

8月1日現在の

をお送りしました。

世帯や所得の状況は変動す

同じ世帯の被保険者全員について、平成21 年度住民税課税所得(各種控除後)が145  $\rightarrow$ 万円未満の場合

同じ世帯にいる被保険者のうち1人でも、平 成 21 年度住民税課税所得(各種控除後)が 145 万円以上の場合

か 30 さ このほ た歳

添えてくだ 発行する証公的機関で を対満 象の

免除承認期間

申請月 平成 21 年 7 月 平成 21 年 7 月

承認期間 平成 20 年 7 月~ 21 年 6 月 (19年所得で審査)

そ

の

平成 21 年 7 月~ 22 年 6 月 ~ 22 年 7 月 (20年所得で審査)

∞承認された期間が平成21年が上乗せされます。 期間の当時の保険料に加算額 して、 納対象期間の翌年度から起算 扱いになります。 扱いになります。ただし、追を全額納付された場合と同じ る場合には、 度の場合は、 承認されて 平成24年度以 V

負担割合の判定基準

・平成20年中の被保険者の収入が383万円以上で、同入が383万円以上で、同入が383万円未満のかた

在)のかたを含めた収入が満(平成21年8月1日現

520万円未満の

※ここでの被保険者とは後期高齢者医療の加入者のことです

もできます。の理由によ ります。 は、 や天災など 準以下であることが条件とな 前年の所得がそれぞれ免除基 (全額免除・ あります。 の1免除・4分の3 免除の対象になるかどう 1免除・4分の3免除)が 生額免除・半額免除・4分 、保険料が免除される制度 (自営業者など) 本人・配偶者・世帯主 また、 退職

の

際は、

ができます。保険料を納め 予・学生納付特例が承認さ た期間は 国民年金保険料が免除・猶 10年以内であれば めること (追

(失業)

追納された期間は、 保険料

3年度目以降に追納す 追 た

要なかたには、6月に申請書の翌月からとなります。

なり

は3割を自己負担することに

険者のかたの所得や世帯状況

担割合が1

割に変更に

な 申請

負担割合の変更は、

は、

次の条件に該当するか

3割負担のかた

申請して認められると負

後期高齢者医療では、

負担割合の判定後期高齢者医療

に応じて、医療費の1割また

は各総合支所市民環境課に返却してください

現在お使いの保険証は8月1日以降に、

保険年金課また

料を納めることが困難なとき 国民年金保険料の多段階免除制度 国民年金の第1号被保険 で、 保険

国民年金保険料は追納するこ 場合は、希望により翌年手続額免除・納付猶予に該当する 年者納付猶予制度があり に保険料の納付を猶予する若 できる制度があります。 きをしなくても継続して申請 申請は毎年必要ですが、 ´ます。 全

とができます

■花園市民環境課 **☎** 584 − 1122

後期高齢者医療

後期高齢者保険証を

金)から、

新しい保険証(有効期限:平成22年7

月31日(土)

新しい保険証は7月中に郵送します。

ま

問い合わせ

■保険年金課

**☎** 574 − 6641

**☎** 585 − 2213

**☎** 583 − 2783

■岡部市民環境課

■川本市民環境課

に切り替わります。

日出に、現在お使いの保険証

(有効期限:平成21年7月31日

8月

後期高齢者医療被保険者証が一斉更新になります。

③期限切れの認定証 ④平成21年1月2日以降に転入され たかたは、世帯主と世帯の国保被 保険者全員の住民税非課税証明書 (注)住民税非課税証明書は、平成21年 1月1日現在(賦課期日)におけ る住所地から取り寄せてください。

### 申請に必要な物

①保険証 ②高齢受給者証

**☎** 574 − 6641 ■岡部市民環境課